

昭和二十八年六月二十六日受領
答 弁 第 一 五 号

(質問の 一五)

内閣衆質第一五号

昭和二十八年六月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 堤 康次郎 殿

衆議院議員栗田英男君提出葛生町における磐城セメントの煙害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員栗田英男君提出葛生町における磐城セメントの煙害に関する質問に対する答弁書

セメント工場による煙害は、その中に含まれる粉塵によるものであり、現在電気収塵機をもつて粉塵を捕捉するなど常時飛散防止に努めているが、なお調査の上、その効果不十分なものと認められる場合には、収塵装置その他の設備の改善又は増設を勧告する等その地域の住民が安心して生活できるよう、極力努める考えである。

右答弁する。